

消防危第48号  
平成3年5月29日

改正	平成 8年2月消防危第	28号
	平成10年9月消防危第	79号
	平成11年6月消防危第	57号
	平成13年3月消防危第	37号
	平成16年3月消防危第	33号
	平成20年3月消防危第	43号
	平成20年9月消防危第	350号
	平成21年2月消防危第	34号
	平成31年4月消防危第	73号
	令和 3年3月消防危第	43号

各都道府県消防主管部長殿

消防庁危険物規制課長

#### 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について

消防法第14条の3の2に基づく製造所等の定期点検に関しては、既に製造所等の区分ごとに適宜指導指針を示してきたところであるが、先般の危険物の規制に関する政令等の改正により、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が改正されたことに伴い、今般下記のとおり製造所等の定期点検に関する指導指針を整備したので、製造所等の定期点検方法等については、今後この指針に基づき指導することとされたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達されよろしく御指導願いたい。

#### 記

##### 1 定期点検記録表の整備について

定期点検記録表の様式を積載式移動タンク貯蔵所を除く製造所等と積載式移動タンク貯蔵所とに分けたこと。

[別記1-1 製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）](#)

[別記1-2 積載式移動タンク貯蔵所定期点検記録表](#)

##### 2 点検表の整備について

- (1) 危険物の規制に関する政令において貯蔵又は取扱形態に応じて技術上の基準が区分されている次の施設について、新たに点検表を区分したこと。

イ 屋内貯蔵所

ロ 給油取扱所

ハ 特例に係る一般取扱所

- (2) 新たに自動火災報知設備点検表を設けたこと。  
(3) 危険物の規制に関する政令等の改正に伴い、改正後の技術上の基準に合わせて点検事項等を整理したこと。  
(4) 点検項目の順序の整理、点検項目の内容の統一、点検内容、点検方法の表現の統一

等所要の整備を行ったこと。

[別記2 製造所・一般取扱所点検表](#)

[別記3-1 屋内貯蔵所（平家建）点検表](#)

[別記3-2 屋内貯蔵所（平家建以外）点検表](#)

[別記3-3 屋内貯蔵所（他用途部分を有するもの）点検表](#)

[別記4-1 屋外タンク貯蔵所（固定屋根式）点検表](#)

[別記4-2 屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式）点検表](#)

[別記5 地下タンク貯蔵所点検表](#)

[別記6 移動タンク貯蔵所点検表](#)

[別記7 屋外貯蔵所点検表](#)

[別記8-1 給油取扱所（屋外）点検表](#)

[別記8-2 給油取扱所（屋内）点検表](#)

[別記8-3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外）点検表](#)

[別記8-4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋内）点検表](#)

[別記9 移送取扱所点検表](#)

[別記10-1 一般取扱所（吹付塗装作業等）点検表](#)

[別記10-2 一般取扱所（焼入れ作業等）点検表](#)

[別記10-3 一般取扱所（ボイラー、バーナー等による危険物の消費施設）点検表](#)

[別記10-4 一般取扱所（充てん施設）点検表](#)

[別記10-5 一般取扱所（詰替え施設）点検表](#)

[別記10-6 一般取扱所（油圧装置等）点検表](#)

[別記11-1 屋内（外）消火栓設備点検表](#)

[別記11-2 水噴霧消火設備点検表](#)

[別記 1 1 - 3 泡消火設備](#)

[別記 1 1 - 4 二酸化炭素消火設備点検表](#)

[別記 1 1 - 5 ハロゲン化物消火設備点検表](#)

[別記 1 1 - 6 粉末消火設備点検表](#)

[別記 1 2 自動火災報知設備点検表](#)

[別記 1 3 冷却用散水設備点検表](#)

[別記 1 4 水幕設備点検表](#)

- (5) 別記 2 から別記 14 までの点検表において、点検方法が「目視」となっているものについては、点検を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法(例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等)で代替しても差し支えない。この場合において、点検表中の措置内容欄に代替方法で実施した旨を記載するとともに、用いた画像(動画を含む)を保管すること。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等に基づく飛行計画書、自主行動計画を予防規程に基づく文書(添付書類等)に位置づけること。

### 3 その他

次の各通知については廃止することとしたこと。

- (1) 昭和 5 2 年 4 月 1 3 日付け消防危第 6 6 号  
「屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
- (2) 昭和 5 2 年 1 0 月 1 9 日付け消防危第 1 5 4 号  
「給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
- (3) 昭和 5 2 年 1 1 月 1 0 日付け消防危第 1 6 3 号  
「地下タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所等の定期点検に関する指導指針について」
- (4) 昭和 5 4 年 3 月 3 0 日付け消防危第 3 3 号  
「製造所及び一般取扱所の定期点検に関する指導指針について」
- (5) 昭和 5 4 年 4 月 1 3 日付け消防危第 4 0 号  
「一般取扱所(危険物の消費、充てん、詰替え関係)の定期点検に関する指導指針について」
- (6) 昭和 5 4 年 8 月 2 8 日付け消防危第 8 8 号  
「一般取扱所(圧油装置、潤滑油循環装置その他これらに準ずる装置関係)の定期点検に関する指導指針について」
- (7) 昭和 5 6 年 1 月 2 7 日付け消防危第 9 号  
「移送取扱所の定期点検に関する指導指針について」
- (8) 昭和 5 9 年 3 月 6 日付け消防危第 2 2 号

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」